



報道発表資料の配付日時 11月21日(木) 10時00分

発表項目 (行事名)	不当な請求を行っている事業者に関する情報提供について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>○ 道内では、本人に身に覚えのない債務をはがきで請求する行為、いわゆる「架空請求」に関する苦情相談が急増しています。</p> <p>○ 道では、消費者に根拠のない不当な請求を行う事業者について、事業者名・請求に使用されているはがき等(写)を、北海道のホームページに掲載し、道民への注意喚起を行っています。</p> <p>○ この度、別紙のとおり事業者等を追加したので、お知らせします。 ※ 道のホームページは本日10時に更新します。</p> <p>○ 道のホームページ 「不当請求事業者名等の情報提供」 http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/jyohoteikyo.htm</p> <p>【参考】</p> <p>●北海道消費生活条例第17条の2(重大被害防止措置) 知事は、事業者が不当な取引を用いていると認め、かつ、当該不当な取引方法により消費者に重大な被害を生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、消費者に対し、速やかに次に掲げる情報を提供するものとする。</p>		
参考	<p>[架空請求があったときの対応方法]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身に覚えのない請求には一切応じない ・お住まいの市町村消費生活相談窓口へ相談・情報提供 ・はがきやメールなどの請求文書は証拠として、念のため保存 ・脅迫や悪質な取り立てにあった、また支払ってしまったときは警察へ相談 		
報道(取材)に当たってのお願い	インターネットを利用なさっていない道民の方も多いため、不当な請求を行っている事業者名や請求に使用された文面等を併せて掲載いただくことにより、より一層の消費者被害の防止となります。積極的な報道について、ご配慮いただきますよう、よろしくお祈りいたします。		
他のクラブとの関係	同時配付		
	同時レク		
担当(連絡先)	環境生活部くらし安全局消費者安全課 表示・取引適正化グループ(担当：古川) 電話 ダイヤルイン 011-204-5213(内線24-513)		

プレスリリース

不当な請求を行う事業者に関する情報提供について

令和元年11月21日
環境生活部消費者安全課

道では、北海道消費生活条例第17条の2の規定に基づき、不当な請求を行っている事業者名等について、平成16年11月19日からホームページに掲載し、道民への注意喚起を行っています。

今回、新たに次の事業者を不当な請求を行っている事業者として追加しましたので、情報提供します。

1 情報提供する事業者名等

事業者名	所在地
法務省管轄支局 民間訴訟告知センター	東京都千代田区内幸町1丁目1-7

2 消費者等に送付されてきた文書
別紙写しのとおり

3 道のホームページ更新日
令和元年11月21日(木)
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/sak/jyohoteikyo.htm>

4 これまで情報提供してきた事業者数(今回情報提供分を含む。)
264社

消費料金に関する 訴訟最終告知のお知らせ

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、もしくは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号(●) ●●● 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、このままご連絡なき場合は、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立会いの下、給与差し押さえ及び動産、不動産の差し押さえを強制的に執行証書の交付をご承諾いただきます様お願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては、当局にて承っておりますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

尚、書面での通知となりますので、プライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただきます様、お願い申し上げます。

※取り下げ最終期日： 令和1年10月31日

法務省管轄支局 民間訴訟告知センター

東京都千代田区内幸町1丁目1-7

取り下げ等のお問い合わせ窓口 ●●● ●●● ●●●

受付時間 9:00~20:00 (日、祝日は除く)